

## 「銀行税」とその論点

加 藤 一 郎

“Banking Tax” and Its Point of Argument

Ichiro KATO

### Summary

The outline and meaning of ‘ the external form standard taxation ’ (introduced in Tokyo Metropolitan Government on April 2000), of corporate enterprise tax for the banking sector, was discussed with the understanding of local characteristics pertaining to the Tokyo Metropolis.

First, “the banking tax ” outline was presented with the following aspects: 1. purpose, 2. basis, 3. tax-payers, 4. standard taxation, 5. rate of taxation, and 6. others, by introducing the Tokyo Metropolis ’ announcement of “ Introduction of External Standard Taxation”.

Next, I have introduced the tendency of the government, governmental tax investigation party, Bank of Japan, and the National Bank Association that were formed following the presentation of the idea for banking taxation on February 7<sup>th</sup>, 2000 by the Tokyo Metropolis, and so forth.

Finally, the point of argument in banking taxation was discussed based on “ the six concerns” that was presented to the Tokyo Metropolis by the Minister of Home Affairs. These six points are as follows: 1. Whether or not enough explanation has been given to taxpayers and the banks, 2. Whether the balance between taxation by income and taxation by external form is fair or not, 3. Whether it is unfair to tax particular businesses or not, 4. Whether it is proper for Tokyo Metropolis to enforce this taxation system first or not, 5. How much influence will

this system have on other local governments, 6. Whether this system will contradict with the government's economy policy and financial stability. From the discussion of these six points, I came up with the conclusion that the reasons for the introduction of banking taxation of Tokyo Metropolis lie on the banks' special characteristics of alteration within their income, and on the economical benefits that large cities such as Tokyo present.

Therefore, I concluded that it is necessary to point out the fact that there is always a possibility of problems when introducing the even-rated external-form-standard taxation to businesses throughout Japan, and to encourage each local government to amass their examples.

## はじめに

2000年4月に導入された、東京都による銀行業等への外形標準課税の導入は、大きな話題となった。加藤一郎[2001]で指摘したように、法人事業税の外形標準課税の導入は、安定性・普遍性という地方税の理想からしても、応益課税としての事業税の性格からしても長年の課題であった。そして、バブル経済崩壊後の大都市圏を中心とする地方税収の落ち込みによる地方財政危機は、外形標準課税の導入の必要性を強め、政府税制調査会をはじめとして導入の機運は熟していたのである。

また、2000年4月から施行された地方分権一括法に代表される地方分権の流れは、地方自治体の課税自主権の確立を求める動きを強めていた。東京都による外形標準課税の導入は、こうした機運を一挙に顕在化させたものであるといえる。

加藤一郎[2001]では、法人事業税への外形標準課税の導入にともなう問題点をできるだけ一般的に取り上げるため、東京都の外形標準課税の導入にともなう具体的な論点にはあまりふれなかった。しかし、その小括で述べたように、外形標準課税の導入を、全業種で全国一律に行うという「筋」論で、現実に導入し得るかどうかという点には疑問があり、外形標準課税の導入は、東京都が持つ集積の利益の大きさなどの具体的な論点を抜きにして議論できない側面がある。本稿では、その具体論にふれながら議論を展開していきたい。

なお、2001年6月の時点で、この「銀行税」は裁判所で係争中であり、また、当面、納税が行われることとなっている。

## I 東京都「銀行税」の概要<sup>\*1</sup>

東京都主税局は、いわゆる「銀行税」すなわち「銀行業等に対する外形標準課税の導入について」の「お知らせ」をホームページに掲載している<sup>\*2</sup>。この「お知らせ」とそれに添付された「参考資

「銀行税」とその論点（加藤）

料」を紹介しながら、概要を明らかにしていこう。

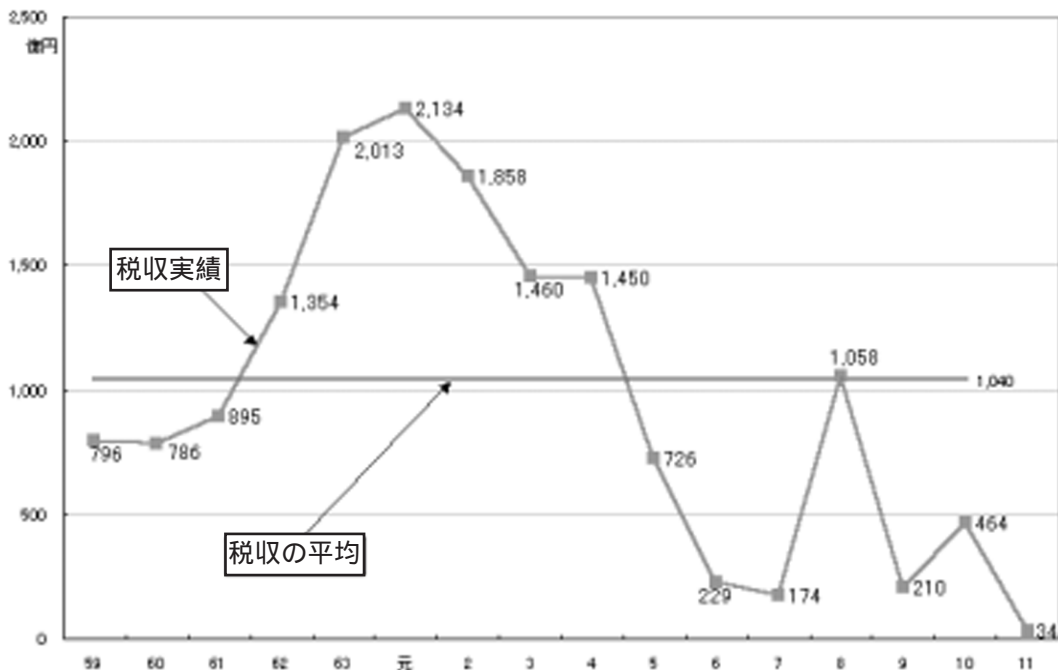
1) 目的：安定的な税収及び税負担の公平性の確保

「お知らせ」では、外形標準課税の導入の目的は「安定的な税収及び税負担の公平性の確保」となっている。そして、主要19行と日本銀行の法人事業税がバブル経済への突入の中で、バブル経済以前の3倍近くにも上昇し、バブル経済崩壊後極端に低下したことを示す、図1のグラフを「参考資料」としてあげる。そこで、外形標準課税の導入による課税額がその平均値になることを強調する。つまり、外形標準課税の導入が、平均的＝安定的税収の確保に他ならないとするのである。

もちろん、それは課税側の論理であって、納税側からすれば現行水準と比べて大幅な増税になることは間違いない。「安定的な税収の確保」としてとらえられるかどうかは後に検討しよう。

公平性については「お知らせ」と「参考資料」では特にふれていない。

図1 主要19行と日本銀行の法人事業税の税収実績及び平均（過去15年間）



注：主要銀行とは、都市銀行9行（平成11年3月末現在）、信託銀行7行及び長期信用銀行3行をいう。  
出所：東京都主税局ホームページ：<http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2000/200002e-d.htm>

2) 根拠：現行事業税の課税標準の特例規定を活用（地方税法第72条の19）

「お知らせ」では、外形標準課税導入の根拠は「現行事業税の特例規定を活用」とし「参考資料」

で地方税法第72条の19を掲載している。念のため掲載されている条文を載せておこう。

(事業税の課税標準の特例)

第七十二条の十九

法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人が行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条第一項<事業税の納税義務者等>、第七十二条の十二<法人の事業税の課税標準>及び第七十二条の十六<個人の事業税の課税標準>の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

問題は、東京都の外形標準がこの条文にある「事業の状況に応じ」たものか、また、地方税法72条の22の第9項に、所得課税をするときの負担と比べて「著しく均衡を失することのないようにしなければならない」との規定と整合的であるかどうかである。

東京都主税局の図1の「参考資料」は、既に指摘したように、バブル経済の時期と、その崩壊後の時期の平均値を取っており、著しく均衡を失することはないと主張している。

3) 納税義務者：都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)。

上記のように納税義務者を資金量5兆円以上の銀行業等としている。

ここで問題になるのは、銀行業等と限定した上、さらに資金量5兆円以上としたことである。東京都主税局は図2の「参考資料」をあげ、主要銀行の法人事業税の変動が全法人の変動と比べて、著しく多きいことを強調する。

4) 課税標準：当該事業年度の業務粗利益

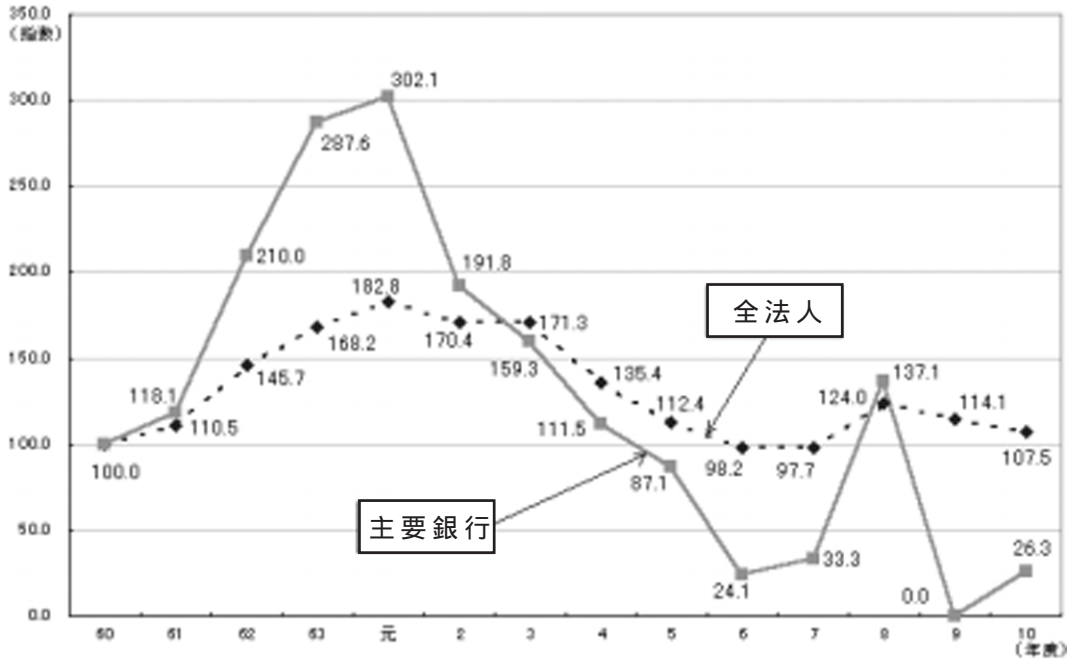
「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」

外形標準課税の課税標準は「業務粗利益」である。

そして、「参考資料」に図3の業務粗利益の概略図をあげている。これからわかるように、業務粗利益とは資金運用収益、役務取引等収益、その他業務収益のそれぞれから、それらの収益を生み

「銀行税」とその論点（加藤）

図2 法人事業税の推移（全法人と主要銀行との比較）

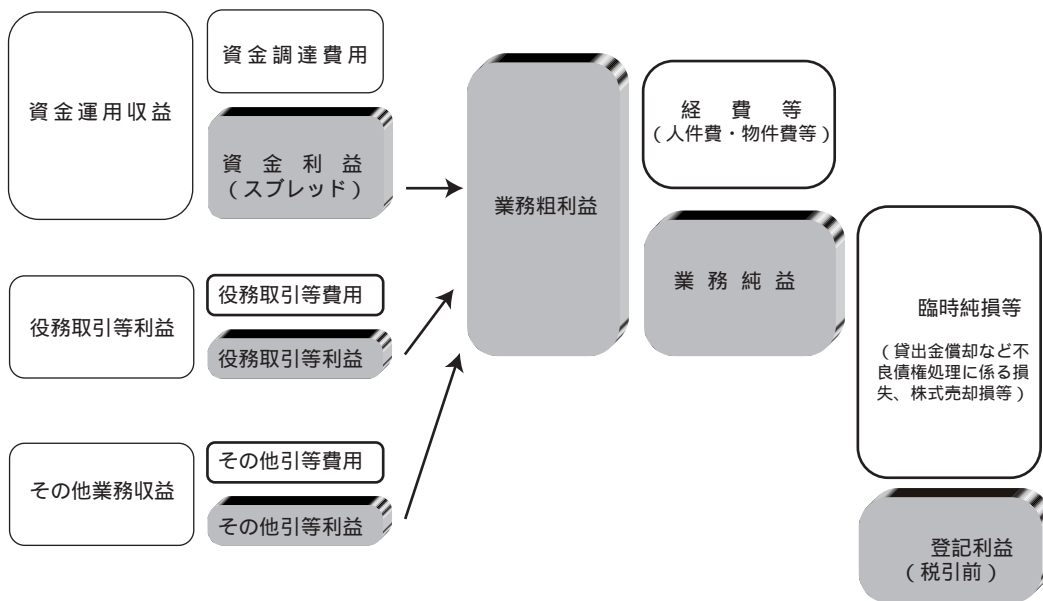


注1：グラフは、「昭和60年度の税収=100」として指数化したものである。

注2：主要銀行とは、都市銀行9行（平成11年3月現在）、信託銀行7行及び長期信用銀行3行をいう。

出所：図1と同じ

図3 法人事業税の推移（全法人と主要銀行との比較）



出所：図1と同じ

出すのに必要なそれぞれの費用を引いたもの、すなわち資金利益、役員取引等利益、その他業務利益の合計である。資金運用収益は受取利息であり、資金調達費用は支払利息であるから、資金利益は（受取利息 - 支払利息）、役員取引収益は受取手数料、役員取引費用は支払手数料であるから、役員取引利益は（受取手数料 - 支払手数料）である。その他業務収益は外国為替売買益、その他業務費用は外国為替買損をさすから、その他業務利益は（外国為替売買益 - 外国為替買損）である。つまり、それらの合計からなる業務粗利益とは、一般の企業の売上額から仕入額を控除したものに当たる。

付加価値の場合は、これから物件費（原材料費と減価償却費）を引くので、業務粗利益は付加価値よりも大きい。また、現行の消費税も売上額から仕入額を控除するもので、物件費（原材料費と減価償却費）の控除は行わないから、加藤一郎〔2001〕（31ページ）で指摘したように、消費税を課税標準とする地方消費税と事実上課税標準が重なる。

なお、この業務粗利益から人件費や物件費などの経費を引くと業務純益になる。外形標準課税が導入されるまでは、この業務粗利益から臨時純損等（貸出金償却など不良債権処理に係る損失、株式売却損等）を引いた当期利益に課税していた。銀行業等ではこの臨時純損等が極めて多く、かつ長期に渡って続いているため、図1、図2で見たように銀行業等における法人事業税の低迷が続いたのである。

問題は、課税標準として業務粗利益を用いることが適切かどうかである。

#### 5) 税率：3%（ただし、特別法人については2%）

この税率は、資金量5兆円以上の銀行等から、図1で算出された法人事業税の平均値1000億円程度を徴税するために必要な税率として設定されている。したがって、資金量5兆円以上の銀行等から1000億円程度の法人事業税を徴収することに問題がなければ、問題とならない。

#### 6) 分割基準：現行事業税の分割基準

分割基準についての変更はなく、問題はない。

#### 7) その他：①5年間の時限措置とする。②平成12年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。

①についていえば、景気が回復すると再び従前の所得課税に戻すのかといった批判がなされているが、後に述べるように、東京都はその点を否定している。

②についていえば、2000年2月7日に構想が発表されて、2ヶ月弱の期間で実施に移すのは早計であるという意見が各方面から出された。この点については、後に検討する。

## 「銀行税」とその論点（加藤）

さて、外形標準課税導入案が出されたのは、2000年2月7日であった。次にこの導入案発表後の動向を見ていこう。

### II 「銀行税」構想発表後の動向<sup>\*3</sup>

東京都は、業務粗利益を基準に大手金融機関に課税する「銀行税」構想を発表。「銀行こそ率先して行政サービスの対価を支払うべきだ」と主張した（『日本経済新聞』2000年2月15日）。

当時の大蔵省<sup>\*4</sup>の薄井信明事務次官は同7日の定例記者会見で、都の外形標準課税の導入方針について、「地方税の中で、（東京都の新税を）どう位置づけて考えるかは自治省の仕事」としながらも「大きな銀行だけ対象とするという、部分的、限定的なものにすることの是非についての議論はあるだろう。政府税調の議論との整合性がとれるのかどうか」と述べ、現段階で否定的な見解を示した。単独の地方自治体が実施すると、同一業種で同規模の企業であっても、主な営業地域の違いによって課税額に違いがでる、という理由からである（『読売新聞』2000年2月8日）。

また、越智金融再生委員長も7日夜「課税の公平性の観点から問題がある。（公的資金による）資金注入をしている銀行の法人資本返済能力に著しく影響を与えるものであって、金融行政当局としてはとうてい納得できるものではない」と述べ「この種の提案は、関係省庁や都道府県当局も交えて慎重に再検討すべきだ」と、都に翻意を促す考えを示した（同上）。

宮沢大蔵大臣も「権力があればやっていいというのは税の行政ではよくない」と指摘した（『日本経済新聞』2000年2月15日）。

2月10日 全国銀行協会は「税の公平性に反する」と反対の意見書を発表した。また、加藤政府税制調査会長も「税制の中立、公平、簡素の原則からいって問題」と指摘、「都の案の修正に向け議論する」と表明した（同上）。

2月14日、小淵首相は国会での答弁で「慎重な検討がなされる必要がある」と述べた（『日本経済新聞』2000年2月16日）。

しかし、評価する意見もあった。たとえば、2月13日、自民党の野中幹事長は「議論を起こしたことは大きなこと」と理解を示した。また、2月15日、林義郎自民党税制調査会会長は、外形標準課税導入について「党内にもいろいろな意見があるが、そろそろ集約する時期だ」「景気がよくなれば2001年度に導入したいと考えている」と述べ、都の案に関しては「個人的には違法といえない以上、粛々とやればよい」と容認し「問題があるなら銀行が行政訴訟すればよい」と述べた（同上）。

2月16日、都議会に条例案が提示された。また、同日、大阪府議会最大会派の自民党府議団が、大田房江知事に東京都と同様の大手金融機関に対する外形標準課税の導入を求める方針を固めた。一方、衆院予算委員会で日本銀行の早水優総裁は都の外形標準課税について、「世界に対し競争力を持つ銀行として立ち上がろうとしていたときに大きなショックを受けると懸念する。税金は公正、

中立、簡素であるべきだ」と指摘し、保利耕輔自治相も「他の道府県のアンケート調査でもやり方に問題があるとの結果がでている。早い時期に東京都に意見表明する」と述べた(『上毛新聞』2000年2月17日)。

この時点で、総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、金融再生委員長の関係閣僚、政府税制調査会長、日本銀行総裁という関係者全員の意見が出そろったわけである。

2月21日、全国銀行協会と都の初めての意見交換会が行われ、都職員が全銀協に条例案を説明した。その中で、5年経過後も「元の所得課税に戻すことは考えていない」と表明した。景気が回復した場合に、もとの所得課税に戻すのではないかという疑念に答えたものである(『毎日新聞』2000年2月22日)。

また同日、保利自治大臣が石原知事と会談し、国側の見解(手書きの「六つの懸念」)をわたし、銀行を特定し、都が独自に課税内容を決めることで税制全体との整合性がとれているかという問題や、景気や金融システムに与える影響への懸念を伝えた。この「六つの懸念」については後ほど詳しく検討する。そして、全国知事会の土屋義彦会長(埼玉県知事)が、青木幹雄官房長官、保利耕輔自治相、自民党の森喜朗幹事長、津島雄二党税制調査会小委員長に会い「都道府県財政の安定を期するため、全国的な制度として外形標準課税を導入すべきだとこれまでも要望してきた。早期に実現するよう重ねて要望する」と申し入れた(『日本経済新聞』2000年2月22日)。

2月22日、政府は都の外形標準課税を懸念する統一見解を発表した(『読売新聞』2000年2月23日)。これは、2000年2月23日の東京都議会第1回定例会の開会を控え、また2月21日の自治大臣と東京都知事の会談を踏まえ、閣議口頭了解として政府見解を示したものである。ただし、この問題は1地方自治体の問題であり、「閣議了解ではあるが、口頭了解ということで、特に閣議に関する文章の了解ということにはなっていない」(久世公堯[2000a]58ページ)。

2月23日、東京都は、都議会に条例案を上程し、石原知事が提案説明を行った。また、全国知事会が外形標準課税の全国一律の導入に向けた検討に着手した(『日本経済新聞』2000年2月25日)。

3月30日、都議会最終日の本会議で、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」が、賛成多数で可決された(長尾真輔[2000])<sup>\*5</sup>。

そして、2000年4月1日から「条例」が施行されたのである。

これに対して、住友銀行、第一勧業銀行など21銀行は2000年10月18日、東京都が導入した外形標準課税を不服として東京地方裁判所に東京都と石原知事を相手とする行政訴訟を提訴した。一部の銀行に的を絞った条例は憲法違反で無効だと主張。銀行が納税を拒否した場合でも都の行政処分を禁じるなど条例の効力凍結を求めた。損害賠償としてそれぞれ1億円を請求した(『日本経済新聞』2000年10月19日)。

12月21日、第1回口頭弁論(東京地裁:藤山雅行裁判長)が開かれた(『毎日新聞』2000年12月22日)。

ただ、裁判所の決定が出ないまま納税の時期となり行政訴訟を起こしている20行は5月1日、課



## 「銀行税」とその論点（加藤）

税には同意しないものの、払わなければ巨額の延滞金や加算金などを課せられる可能性が高いため、留保条件付きで納めることにした。2001年3月決算は納税を前提に組んでおり、業績に影響はない（『読売新聞』2001年5月2日）。

### Ⅲ 「銀行税」をめぐる論点

#### 1) 「政府見解」と「六つの懸念」

2000年2月23日の東京都議会第1回定例会の開会を控え、また2月21日の自治大臣と東京都知事の会談を踏まえ、政府は2月23日に閣議口頭了解として、「銀行税」に対する政府見解を示した。ただし、この問題は1地方自治体の問題であり、「閣議了解ではあるが、口頭了解ということで、特に閣議に関する文章の了解ということにはなっていない」（久世公堯[2000a]58ページ）。

閣議口頭了解では、「税制については、国税・地方税を問わず、公平・中立等の租税原則に則ることはもとより、他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされなければならない」との観点から、5点に渡る問題点を指摘し、東京都に「慎重な対応を求め」たものである。

5つの問題点は、2月21日に保利自治相が石原知事に示した「六つの懸念」のうち、⑥の納税者や銀行に十分な説明ができていないかという点を除いたものである。つまり、手続き面の問題点については閣議口頭了解から除かれたのである。

#### 資料1 銀行業等に対する東京都の外形標準課税について（閣議口頭了解）

東京都知事は、平成12年第1回東京都議会定例会に「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に用いる条例案」の提出を予定しているところである。

この条例案は、地方税法第72条の19に基づくものであるが、およそ、税制については、国税・地方税を問わず、公平・中立等の租税原則に則ることはもとより、他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされなければならない。

国としては、東京都案は、下記の問題を孕むものであると認識するものであり、東京都において慎重な対応を求めたい。

#### 記

1. 銀行業等という特定の業種のみについて外形標準課税を新たに導入すること、資金量5兆円以上の銀行業等に対象を限定することに合理的理由があるか疑問がある。
2. 地方税法第72条の19により外形標準課税を導入する場合には所得等を課税標準とする場合の「負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない」（地方税法第72条の22第9項）とされており、この規定との関係において、東京都案には疑問がある。

3. 法人事業税の税額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入される（法人税法第22条第3項）こと等から、東京都案によれば、實際上、今後、東京都以外の地方団体の法人関係税及び地方団体全体の地方交付税原資が減少することになる。

4. これまで、政府税制調査会を中心に、47都道府県全てにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討してきている中で、東京都だけが独自に銀行業等という特定業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当か疑問がある。

5. 日本経済の状況を考えると、金融システムの安定を確保することが喫緊の政策課題である。このため金融機関の健全性強化のための自助努力に加えて、国としても公的資金を用い、最大限の取組みを行っているところである。今回の東京都案は、こうした金融安定化策と整合性を欠くものである。

東京都案が実施されることとなれば、銀行等の自己資本の減少とともに、不良債券処理の遅延、経営健全化計画の履行及び公的資金の返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡、といった問題が生じることが懸念される。

また、世界の金融センターを目指す東京金融市場に対する予見可能性、信頼性について、国際的な疑念を招くおそれがある。

しかし、政府の立場はともかく、論点としては手続き論も重要であり、ここでは手続き論も含めた「六つの懸念」の提起した論点を中心に検討していこう。資料2は「六つの懸念」に対する、政府や銀行の主張と、都の説明を要約したものである。

資料2 保利自治相が石原知事に2000年2月21日に示した手書きの「六つの懸念」

六つの懸念	政府や銀行の主張	都の説明
①所得による課税との均衡を失しないか	銀行の税負担が急増し、バランスを欠く	15年の平均値で算出、合法と確信
②特定業界だけに課税して不公平ではないのか	外形標準課税は薄く広くが原則だ	銀行は行政コストの対価を払っていない
③都が先行して実施するのは適切か	政府税調は47都道府県の一斉実施を検討	国に任せたら実現に時間がかかる
④他の自治体への影響をどう考えるか	都の事業税増収は他自治体の税収減に	当面は他の自治体税収に影響しない
⑤政府の景気回復策や金融安定と矛盾しないか	銀行の利益は大幅減。不良債権処理などに影響	金融安定化の影響を受ける銀行が率先し対価を
⑥納税者と銀行側に必要な説明はできているか	極めて唐突で不当。先に課税ありきの考え	議会でも公聴会を開くし手続きは踏んでいる

（『日本経済新聞』2000年2月22日）

## 2) 納税者・銀行側に必要な説明ができていないか

まず、⑥の納税者・銀行側に必要な説明ができていないかということである。

石原知事は、2000年2月7日の外形標準課税の導入を発表した記者会見の席上で次のように述べている。「たぶんこの記者会見は私が就任してから一番大事な会見の1つになると思う。機を計るには密をもってする。これは担当の（大塚俊郎）主税局長とその部下たちと。実際には、私と大塚局長と特別秘書（2人）の4人だけで昨年の秋口からいろいろ考えて議論してきた」「（国に対してはこれから？）そうです。何よりも、メディアのみなさんと都民のみなさんに真っ先にお知らせした。みんな死ぬ思いで税金払っているんだから」（長尾真輔 [2000] 56ページ）。

また、2000年12月21日の第1回口頭弁論（東京地裁：藤山雅行裁判長）で、原告団を代表して住友銀行の足助（あすけ）明郎副頭取が次のような意見陳述をした。21行のうち1行が2000年1月に都の担当者以外形標準課税導入の意向を確認したところ、明確に否定され「仮に導入となれば、関係者とよく相談してやらなければならない。いきなり明日から導入ということはあり得ない」との解答があったと（『毎日新聞』2000年12月22日）。

こうしたことから、銀行にとって「極めて唐突であった」ことは間違いなからう。問題は、それが「不当」であり、違法なのかという点である。

この点について、三木義一 [2000] は次のような見解を示している。「課税される者の個別の事前了解が新税導入の合憲要件とは一般的にいえないし（もし、そうなら新税導入は不可能であろう）、知事の独断で立法できるならともかく、今回の新税導入も都の税条例制定手続きを経て導入されているので、その過程においては議会での審議がなされ、その意味では租税法律主義・租税条例主義の要請は満たしている。」（52 - 53ページ）。

また三木は、消費税導入が国民の意志に反するとして争われた裁判での、次のような広島高裁1991年12月5日判決を引用する。「憲法前文及び1条は主権が国民にあることを明定するところ、立法について、同法41条は『国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。』と規定するとともに、同法43条1項は『両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。』と規定して、いわゆる間接的民主制を採用しているから、本件消費税法が国民の意思に反する旨の政治的批判をすることはともかくとして、法律的には、本件消費税法が国会において可決された以上、それは国民の意思に基づくものと看做されるべきである。」（同上、53ページ）。そして、「地方税における地方議会の役割も同様」とし「したがって、説明努力過怠は、仮にあったとしても、それは立法者の政治責任を問うにとどまり、新税の法的効力を左右するものではない」と結論づけている（同上、53ページ）。

## 3) 所得による課税との均衡を失わないか

第2点目は、外形標準課税の導入によって、従来の所得基準による場合と比べて著しく不均衡にならないかという問題である。地方税法72条の22では、所得課税をするときの負担と比べて「著しく均衡を失することのないようにしなければならない」との規定があり、この規定に反しないかどうかである。

全国銀行協会の杉田会長は、2000年2月22日の記者会見で次のように述べた。「新税が導入されると、都の発表によれば、対象行30行の合計で、年間1,100億円、5年間では5,500億円の事業税負担が発生する。加えて、会計上の理由で、対象銀行のうち全銀協加盟銀行24行の合計で、当期利益が4,300億円減少するなど、銀行への影響は誠に甚大である。」「全銀協会員銀行24行合計で、新税がもし導入されたら、現行制度では14億円であった事業税が、約900億円となり、約60倍に跳ね上がることになる。」( <http://www.zenginkyo.or.jp/gaikei/gaikei0222.htm>)。

また、東京地方裁判所での東京都と石原知事を相手とする行政訴訟の中で銀行側は、経費差し引き前の「業務粗利益」を基準に課税する外形標準課税で、銀行の税負担は現行の「所得」課税に比べて「21行全体で年間800億円増える」ため、新旧課税方式による税負担が著しく均衡を失してはならないとする地方税法にも抵触する、と主張した(『日本経済新聞』2000年10月19日)。

一方、東京都の主張は、既に紹介したように、課税水準はバブル期とバブル崩壊後の平均値を取ったもので、著しく均衡を失するものではないということである。2000年度なら2000年度という特定の時期を取って比較するのか、それとも一定の期間の平均値で考えるのかという点での違いである。

三木義一[2000]は「仮に、この規定を現実の所得金額を課税標準とした場合と比較して均衡を失してはならない、という意味に理解するなら、外形標準課税の存在理由はなくなる」と指摘する(55ページ)。確かに、外形標準課税の導入は、地方税に求められる安定性の原則からも説明されるものであり、不況期と好況期で大きく変動しないのが特徴である。したがって、不況期に、所得基準と比べて外形標準の方が税収は多くなるのは当然である。そのかわりに好況期には所得基準より少なくなる。好況期と不況期の平均値で考える東京都の方が、外形標準導入の目的と適格的といえるだろう。少なくとも、旧大蔵省の主税局が指摘するように、具体的な基準がなく「いまの時点で違法だと断じることができない」(『日本経済新聞』2000年2月25日)。

#### 4) 特定業界だけに課税して不公平ではないか

第3点は特定業界、しかも資金量5兆円以上に限定して課税することは不公平ではないかという点である。

この点について、2000年2月22日の記者会見で全国銀行協会杉田会長は次のように指摘した。「そもそも、銀行業は、今回の外形標準課税の対象にはなじまないと考える。課税標準の特例を適用するためには、対象となる納税者の『事業の状況』、すなわち、事業特性、収益構造が、外形標準課税に相応しいかどうかを検討する必要があるが、銀行の『構造的ではない一時的な赤字決算、事

業税納付額の減少』は、一般企業と何ら変わりなく、外形標準課税適用に必要な事業特性、収益構造には該当しないと考えている。それにも拘らず、銀行だけに新たな税をかけるのは不公平ではなからうか。」(<http://www.zenginkyo.or.jp/gaikei/gaikei0222.htm>)。

確かに、電力やガス会社は規制料金で利益が抑えられ、生保や損保は税法上、運用益が益金に算入されないため、事業規模の割に所得が少なくなるから、収入金額を基に課税することになったという、旧自治省の説明はその通りであろう(『読売新聞』2000年2月8日)。そして、金融自由化の進展で、銀行の金利や手数料が自由化され、銀行事業に対する公的規制が緩和されたのも事実である。

しかし、一方で公的資金の供与が銀行に対してなされるのは、銀行業の公的性格が他の業種に比べて強いからであろう。特に大手の金融機関にその傾向が強いはずである。また、自由金利になったとはいうものの、基本的な金利水準は日本銀行の決める公定歩合によって決められているのである。バブル崩壊後、歴史的な低金利水準が続き、それによって銀行は極めて有利な状況にある。

しかも、株主配当が継続されているという事実は、銀行に担税力があると見なされても致し方ないであろう<sup>\*6</sup>。

銀行側の主張に対する東京都の主張は、既に見たように、銀行の納税額の変動は全法人の変動と比べ異常であり、[注]の都資料2で示されているように銀行業ほど事業税収額が大きく変動する業種はほかにない、というものである。さらに、「銀行がバブル期よりも高い利益を上げながら、不良債権処理の損失のため法人事業税が低く押さえられ、行政サービスの受益面から、かえって負担が不公平になっている」と指摘し、所得基準よりも外形標準課税の方が、「事業活動を適正に把握できる」と指摘するものである(『毎日新聞』2000年12月22日)。つまり、外形標準課税を導入する特有の状況が銀行業等にはあるとするのである<sup>\*7</sup>。

行政サービス、それも東京都の行政サービスからどの程度の受益を銀行が受けているかを定量的に把握することは、現実的には極めて困難である。しかし、銀行が東京都内で営業することのメリットが多いのは確かであろう。

この点は、銀行側も認めているところである。

全国銀行協会の杉田会長は2000年2月22日の記者会見で、「本店を東京から移すなどの考えはあるのか。」という記者の質問に対して、「2月7日に発表されて、今日は22日である。先ほどの金利の引上げ、手数料の引上げという対抗措置については理解もされないし、そういうことは考えていないと言ったが、この短時間に『では本店を移す』という対抗措置や税回避行動を取るかどうかというところまでは、正直考えていない。米国のように、州ごとに税制なり、税率が違うことにより、現実に低税率のところを求めて色々と企業が移動するという例はよくあるが、やはり、日本の場合、何といても東京都というのは巨大な商業集積地域であり、人口も多く、マーケットとしても巨大なわけで、そこに事業所を置かず、営業するということが現実的にできるのか、という根本的な疑問もある。2月7日の後の22日であり、そういったことについてはまだ考えたこともない。」と

答えている (<http://www.zenginkyo.or.jp/gaikei/gaikei0222.htm>)。

事業税収額の変動の大きさ、都内で営業することのメリットの大きさという点から<sup>\*8</sup>、資金量5兆円以上の銀行業等に課税対象を限定することの合理性はあるといえよう<sup>\*9</sup>。

#### 5) 都が先行して実施するのは適切か

第4の論点は、都が先行して実施するのは適切か、という点である。

確かに国が主張するように政府税制調査会で、外形標準課税の全国的導入の議論は高まってきていた。しかし、加藤一郎[2001]で指摘したように、東京都の外形標準課税が施行された後の2001年7月に、旧通産省の「経済活性化のための税制基本問題検討会」中間報告書が出され、外形標準課税の導入に対し厳しい批判を展開した。また、同年11月には、旧自治省が外形標準課税導入案<sup>\*10</sup>を提示したが、旧通産省はこの案による税負担の増減について試算し、日立製作所や東芝など研究開発と新規の設備投資に積極的な情報技術(IT)分野の企業の負担が大きく、「企業の国際競争力や雇用に悪影響を与える」と懸念を示した(『日本経済新聞』2000年11月28日)。

また、2001年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においても、「法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案して導入を図る。」とされているだけで、明確に導入の方針が確定しているわけではない。

こうした現状、そして、そもそも外形標準課税は全国一律に導入すべきものかどうかという問題を考えると、都が先行したのは、少なくともやむを得ないことであったといえるのではないか。

#### 6) 他の自治体への影響をどう考えるか

第5点は、他の自治体への影響をどう考えるかである。国は、都の事業税の増収は他の自治体の減収になるとする。それに対して、都は他の自治体への影響は少ないと見る。

東京都がまとめた、大手金融機関に対する外形標準化にともなう他の道府県や市町村の減収額は、法人2税、地方交付税をあわせて今後5年間に400億円程度である。しかし、これは旧自治省の年間で最大210億とは大きな差がある(『日本経済新聞』2000年2月29日)。

ところで、東京都が外形標準課税を導入することによって、他の自治体の財政収入が減少するのは、外形標準の導入によって所得標準よりも都の法人事業税額が増加し、その分が損金算入されることによって法人所得が減少し、法人所得を課税標準とする他の自治体の法人事業税収、法人住民税収が減少するとともに、地方交付税原資の1つである法人税収が減少し、地方交付税が減少するというものである。

## 「銀行税」とその論点（加藤）

しかし、地方交付税の交付額は、近年、原資の額を超えている。たとえば、1999年度の国税5税からの財源額は12兆3271億円で、実際の交付額20兆8642億円に遠く及ばない。この不足額は交付税特別会計借入金8兆4193億円等によってまかなわれている（総務省〔2001〕64 - 65ページ）。したがって、地方交付税を通じる他の自治体への影響は、現在のシステムの下で機能するのかどうか疑問である。

また、損金算入による他の自治体の法人事業税、法人住民税の影響は、当然のことながら法人所得 = 利益を上げている黒字企業だけにかかわるものであり、赤字企業にはかかわらない。したがって、赤字の状況が続くのであれば、もともと課税できないのだから影響はない。一方、黒字に転換すれば、外形標準による東京都の税収は、所得基準の場合に近づく、あるいはそれを下回る可能性もあり、一概に他の自治体の減収に大きな影響を与えないとはいえない。

### 7) 政府の景気回復策や金融安定と矛盾しないか

第6点目は、税府の景気回復策や金融安定と矛盾しないかという点である。国は、銀行の利益が大幅に減少し、不良債権処理などに影響するとしている。全国銀行協会の杉田会長も、2000年2月22日の記者会見で同じことを述べている。「新税が導入されると、都の発表によれば、対象行30行の合計で、年間1,100億円、5年間では5,500億円の事業税負担が発生する。加えて、会計上の理由で、対象銀行のうち全銀協加盟銀行24行の合計で、当期利益が4,300億円減少するなど、銀行への影響は誠に甚大である。さらに、こうした事業税負担の増加、利益の減少により、公的資金注入行にあっては、その分、公的資金の返済原資が減少し、経営健全化計画の履行にも支障をきたす。」(<http://www.zenginkyo.or.jp/news/newskaikei02.htm>)。

すでに触れてきたように、年間1100億円という金額は、バブル期からバブル崩壊後の時期の平均の法人事業税額として算出されている。確かに、所得基準による税額と比較すれば、2000年時点での外形標準による税額は大きくなるが、それが国の景気回復策や金融政策に影響を及ぼすほど大きいものであるかどうかは明らかではない。東京都の指摘する、大手銀行の株主配当2600億円という数値と比較しても、大きな影響を及ぼす金額であるといえるのであろうか（脚注の都資料1を参照）。

そもそも、地方分権の時代に、地方自治体の課税権がどこまで国の政策に制約されなければならないのか。少なくとも、国の重要な政策に明確に違反することが証明されなければ、地方自治体の課税権を制約すべきではないだろう<sup>\*11</sup>。

## おわりに

東京都の「銀行税」は、東京都という特定の地域の、資金量5兆円以上の銀行業等という特定の業種に対する外形標準の導入である。国は、外形標準の導入は全国一律、全業種で導入すべきであ

るとするが、はたしてそうであろうか。

加藤一郎 [2001] で指摘したように、法人事業税収額が大きな変動を示すのは、東京、大阪をはじめとする大都市を抱える都府県である。所得基準では変動が大きくなりすぎるから外形標準を導入するのであって、変動が少なければ導入のメリットはあまりない。同じことが、対象となる業種にもいえる。

東京都が単独で導入できたのは、単独で導入しても、企業が東京から撤退しない、それだけ東京には集積のメリットがあるからである。このように、単独で導入し得るほどの集積のメリットを持っているのは、東京以外にはごくわずかであろう。したがって、多くの道府県では、単独ではなく、全国一律の導入の一環としてしか、外形標準の導入は困難である。

2000年12月の旧自治省の「法人事業税の改革案」は、全国一律、全業種での導入の具体案である。しかし、この案には厳しい批判がある。梅原英治 [2001] は、旧自治省案の問題点を指摘<sup>\*12</sup>し、次のように結論づける。自由民主党税制調査会の「武藤会長は旧自治省案に対し、給与にウエイトを置くことに固執していれば『自民党の税調が年度改正を決める今の状況が続く限り、未来永劫に実現しない』、『課税標準を何にするかは他に考える』と告げたという。その意味では『旧自治省・案』は現時点ですでに『旧・自治省案』と化したといえるかも知れない。(84ページ)。

加藤一郎 [2001] で指摘したように、旧通産省「経済活性化のための税制基本問題検討会」は2000年7月に中間報告を出し、加算法的形態による課税は、控除法付加価値税のように仕入額控除による前段階の税の控除とならず、「このため、企業の負担の先送りが困難となり、企業課税という側面では徹底されているものの、真に担税力のない企業にとってきわめて酷税となる」と指摘した(通産省 [2000] 40ページ)。そして、「政府税制調査会の議論においても、個人事業者への適用は差し控えられ、中小法人については配慮を行うとされている。しかしながら、個人事業者への適用が行われなければ、全企業のうち6割以上が適用除外になる。『クロヨン問題』が存在する個人事業者が適用除外になれば、中小法人にも十分な配慮をせざるを得ないが、これでは薄く広い課税が確保できない上に、中小企業の中でも個人事業者と中小法人との間で不公平が生じる結果となり、『公平性』が確保されない可態性がある。」と指摘する(41ページ)<sup>\*13</sup>。

全国一律の外形標準の導入は「酷税」化と「不公平」化の二者択一を迫られることになる可能性がある。旧自治省案が「旧・自治省案」と化したかどうかは別として、全国一律の外形標準の導入にはまだ多くの課題があることは確かであろう。大阪府が東京都に続き外形標準の導入を行い、神奈川県は国レベルの外形標準の導入が行われるまでの経過措置として臨時特例企業税を導入した<sup>\*14</sup>。こうした個々の事例を積み重ねていくことが今もとめられているのかも知れない。

(かとう いちろう・本学経済学部教授)



「銀行税」とその論点（加藤）

[ 注 ]

- \* 1 東京都の銀行業等に対する外形標準課税の詳細については、東京都主税局税制課長・塚田裕次 [ 2000 ] を参照。また、その影響・波紋等を含めた紹介としては、澤昭人・濱本明 [ 2000 ] を参照
- \* 2 東京都主税局ホームページ : <http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2000/200002e.htm>
- \* 3 久世公堯 [ 2000a ] [ 2000b ] で、「銀行税」導入をめぐる各界の意見等が、詳しい資料とともに掲載されている。
- \* 4 2000年1月に中央省庁の再編が行われ、旧大蔵省は財務省に改変されているが、本稿では旧省庁名を使用する。
- \* 5 これは、銀行業等への外形標準課税を導入するとの提案が出されてから、都議会での議決が行われるまでの過程を、要約したものである。
- \* 6 「私見によれば、決定的なのは、所得がないとしながら、1998年度で大手銀行が2600億円もの配当をしている事実であろう。配当し得るだけの余力がありながら、事業税を負担していないことを市民にどう説明するのだろうか。公的資金の提供を受け、業務粗利益はあがっているのに事業税を負担せず、しかも株主配当はきちんと行っている、ということを一市民に説明できるのだろうか。こうした事実を見る限り、銀行業に対して所得以外の基準で課税標準を設定する『事業の状況』は存在しているといっているように思われる」(三木義一 [ 2000 ] 54 - 55ページ)。

また、東京都は以下の都資料1をあげ、税負担がないにも係わらず、2600億円の株主配当をしていることを

都資料1 税負担はほとんどしていないにもかかわらず、2,600億円を超える株主配当をしている。

大手銀行の配当状況

No.	金融機関名	配当金合計 (億円)	No.	金融機関名	配当金合計 (億円)	No.	金融機関名	配当金合計 (億円)
1	東京三菱銀行	397	11	大和銀行	57	21	千葉銀行	39
2	第一勧業銀行	187	12	あさひ銀行	169	22	常陽銀行	44
3	三和銀行	200	13	東海銀行	158	23	福岡銀行	32
4	住友銀行	188	14	安田信託銀行	0	24	足利銀行	16
5	さくら銀行	296	15	東洋信託銀行	21	25	北陸銀行	0
6	三菱信託銀行	98	16	中央信託銀行	17	26	八十二銀行	
7	富士銀行	241	17	日本長期信用銀	0		合計	2,664
8	住友信託銀行	100	18	横浜銀行	57			
9	三井信託銀行	84	19	静岡銀行	48			
10	日本興業銀行	185	20	日本債券信用銀	0			

過去10年間の1株当たり配当額

単位：円

	H2.3	H3.3	H4.3	H5.3	H6.3	H7.3	H8.3	H9.3	H10.3	H11.3
第一勧業銀行	8.50	8.50	9.00	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	6.00
さくら銀行	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	7.25
富士銀行	8.50	9.00	8.50	8.50	8.50	8.50	6.50	8.50	8.50	7.00
東京三菱銀行	8.50	9.00	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50
あさひ銀行	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	6.00	6.00
三和銀行	8.50	8.50	8.50	8.50	9.00	8.50	7.00	8.50	8.50	7.00
住友銀行	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	6.00
大和銀行	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	4.50	6.00	6.00	3.00
東海銀行	8.50	9.00	8.50	8.50	8.50	8.50	6.50	8.50	8.50	7.00
三井信託銀行	8.50	8.50	8.50	8.00	7.50	7.00	6.00	5.00	5.00	5.00
三菱信託銀行	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.25	7.00	7.00	8.00	7.50
東洋信託銀行	8.50	8.50	7.75	7.00	7.00	7.00	5.50	6.00	7.00	5.50
中央信託銀行	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	6.50	5.50	5.50	6.00	5.50
住友信託銀行	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.25	7.00	7.00	8.00	7.00
日本工業銀行	8.50	8.50	9.00	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	7.00
合計	8.20	8.30	8.22	8.07	8.07	7.93	7.00	7.43	7.60	6.35

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2000/200003f-c.htm>

指摘している。

\* 7 東京都は特有の状況を示すものとして、以下の都資料2をあげている。

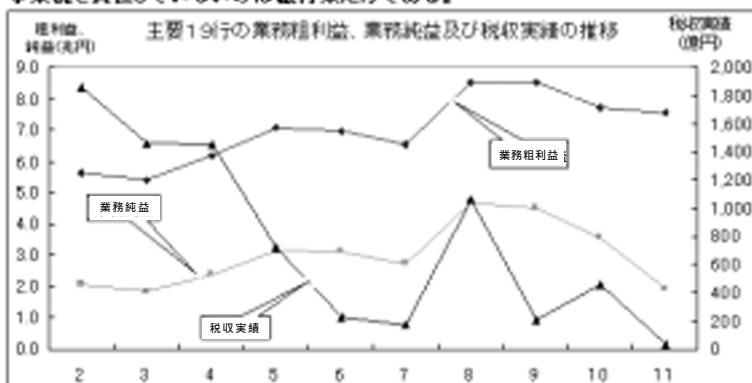
都資料2 バブル期よりも利益をあげながら事業税を負担していないのは銀行業だけである。

全国銀行協会の主張

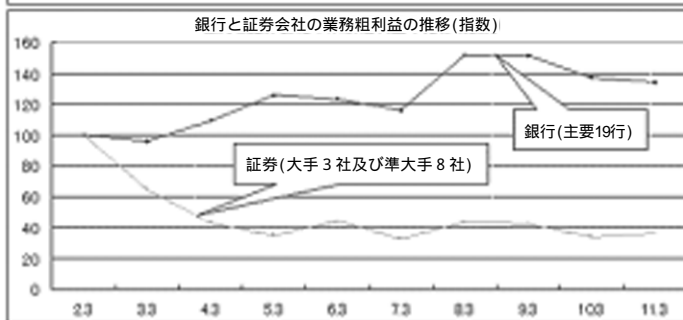
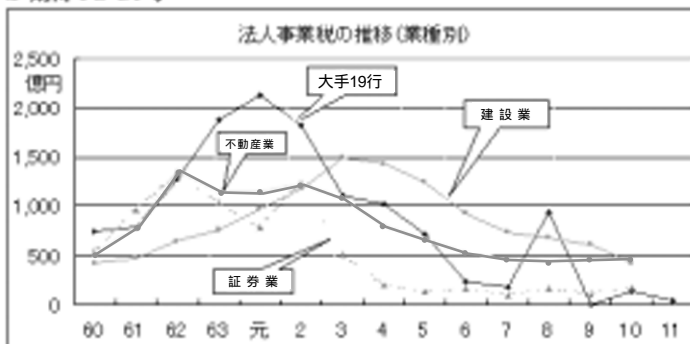
- ・事業税をほとんど負担していない業種は銀行業のみとは決して断言できない。
- ・税収が不安定な業種も銀行のみとは言えない。

銀行業特有の事業の状況がある

- ・ バブル期よりも業務粗利益(本業での利益)をあげながら、不良債権処理を行った結果、事業税を負担していないのは銀行業だけである。



- ・ 銀行業の税収変動は他業種と比較しても大きく、しかも、今後5年間程度、ほとんど納税が期待できない。



証券会社も税負担が減少しているが、これは本来業務の利益が減少しているためである。これに対して銀行はバブル期以上の利益をあげているが、不良債権処理によって税負担を免れている。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2000/200003f-c.htm>

「銀行税」とその論点（加藤）

- \* 8 及能正男西南学院大学教授は、東京の持つ意味合いを次のように述べている。「大手銀行の収益から見て、東京都はどのような姿を持っているか。全人口の9%、法人所得の4割、GDP（国内所得）の18%、それから上場企業数はナンバーワンです。一方、全国銀行の1万5000店舗のうち12%が東京都に集中しています。東京に支店を持っていない地方銀行はわずか4行にすぎない。しかも全預金の3割、貸し金の4割は東京。貸し金の4割が東京ということは、膨大な利息のクロス収入が東京から上がってくるということです。具体的にいうと、東京に本社を持っている主要12行（都長信）だけで99年3月期の当期利益は2兆4944億円の赤字です。経常利益も3兆8186億円の赤字です。ところが、業務粗利益は4兆7360億円の黒字。これに東京に支店だけ置いている大銀行4行も含めると、業務粗利益は7兆2688億円に達します。」（及能正男・梶原英之 [2000] 21ページ）。野口悠紀夫東大教授も「金融業は東京に立地し集積の利益を受けている。その見返りを求めるのは当然あってしかるべきだ。」と指摘している（『朝日新聞』2000年2月9日）。
- \* 9 次のような指摘もある。「現在でも電力、ガス、生保、損保の4業種には一種の外形標準課税を適用しており、銀行を加えても不自然ではない」（国の地方分権推進委員会で補助金・税財源検討グループ座長だった神野直彦氏）。（同上）。
- \* 10 自治省「法人事業税の改革案（平成12年11月）」については、石上卓 [2001] が紹介している。
- \* 11 地方自治体の課税権と国の政策との関連で注目されるのは横浜の「勝馬投票券発売税」をめぐる一件である。横浜市は税収の用途を限らない法定外普通税で、場外馬券売場の売り上げから配当と国庫納付金を除いた額に5%課税する「勝馬投票券発売税」を、2000年12月の市議会で議決したが、総務省は新税を創設できる要件の内の「国の経済政策を妨げない」に抵触するとして同意しなかった。同省は、JRAの売り上げの一部が国庫納付金に回る仕組みを「国の経済政策にあたる」と判断。中央競馬は畜産振興など国の財政資金を確保する目的から、「刑法の特例として独占的におこなう制度であり、特に重要な施策」とした。その上で新税が導入されると国庫納付金への配分に影響し、全国の競馬施設にも波及するため、「適当でない」とした。横浜市の「公共法人のうち、地域住民の生活の向上を図るものでない法人に相応の負担を求めるため広く検討した結果、JRAが該当」という主張は「合理的な課税の根拠とは認められない」と退けた（『日本経済新聞』2001年3月17日）。これに対し、横浜市は国地方係争処理委員会に審査を要請した（『読売新聞』2001年4月26日）。国地方係争処理委員会は「協議やり直し」の勧告を行い総務省は2001年8月11日に横浜市との再協議に入る（『上毛新聞』2001年8月7日）。
- \* 12 梅原英治 [2001] の指摘する点は次の11点である。①所得基準との併用という中途半端な改革、②退職手当や動産関係の賃貸料等が除外されるなど課税標準の構成要素が縮小されている、③「雇用安定控除」が導入されるなど課税標準の構成比率が歪んでいる、④銀行業・不動産貸付業などの利子・賃貸料が二重課税になる、⑤資本金1円の差で税負担に大きな格差が生じる、⑥雇用への影響が不可避である、⑦労働者派遣契約に係わる報酬給与額の算定に「見なし」方式が採用されているため労働者派遣問題に影響を与える、⑧税率が高すぎる、⑨資本金1000万円未満の法人には実質的な均等割化になる、⑩税制が複雑である、⑪地方自治体の課税自主権が縮小する。
- \* 13 内山昭 [2000] は以下の表1、表2をあげ、基礎控除を3000万円にすると、非課税法人は全産業平均で1998年41.7%、91年38.0%となり、現行所得ベースでの赤字法人の割合が、好況期にも50%前後しめることから判断して、適当としている。

〔表1〕基礎控除を設定したときの非課税法人の割合（シミュレーション）全産業平均、1998

	資 本 金 （ 円 ）				全法人（T）
	200万未満	200～500万未満	500～1000万未満	1000～5000万未満	
法人数（A）	31,154	959,594	313,829	1,089,047	2,470,470
付加価値額（百万円）	547,409	20,161,893	10,763,091	97,773,673	
1企業当たり平均額（千円）	17,571	21,011	34,296	89,779	
3千万円以下（推計）（b）	85.4%	71.4%	43.7%	16.7%	
A × b = (B)	26,595	685,070	137,259	181,954	
非課税となる法人の割合（B / T）	1.1%	27.7%	5.6%	7.4%	41.7%
2千万円以下（推計）（C）	56.9%	47.6%	29.2%	11.1%	
A × c = (C)	17,730	456,713	91,506	121,303	
非課税となる法人の割合（C / T）	0.7%	18.5%	3.7%	4.9%	27.8%

出所：大蔵省「法人企業統計調査」に基づき、作成。

〔表2〕基礎控除を設定したときの非課税法人の割合（シミュレーション）全産業平均、1998

	資 本 金 (円)				全法人(T)
	200万未満	200～500万未満	500～1000万未満	1000～5000万未満	
法人数(A)	31,154	959,594	313,829	1,089,047	2,470,470
付加価値額(百万円)	547,409	20,161,893	10,763,091	97,773,673	
1企業当たり平均額(千円)	17,571	21,011	34,296	89,779	
3千万円以下(推計)(b)	85.4%	71.4%	43.7%	16.7%	
A×b=(B)	26,595	685,070	137,259	181,954	
非課税となる法人の割合(B/T)	1.1%	27.7%	5.6%	7.4%	41.7%
2千万円以下(推計)(C)	56.9%	47.6%	29.2%	11.1%	
A×c=(C)	17,730	456,713	91,506	121,303	
非課税となる法人の割合(C/T)	0.7%	18.5%	3.7%	4.9%	27.8%

出所：大蔵省「法人企業統計調査」に基づき、作成。

\*14 神奈川県の特例企業税は、資本金5億円以上で当期黒字経常だが、過去5年内の赤字による繰越欠損控除で課税を免れている法人で430社程度あり、年40～50億円の増収が見込まれる(『毎日新聞』2001年3月22日)。

〔参考文献〕

- 石上 卓 [2001] 「法人事業税の外形標準課税の導入」『月刊自治研』第43巻498号(2001年3月号)。  
 内山 昭 [2000] 「外形標準課税導入と残された課題」『住民と自治』NO.445(2000年5月号)。  
 梅原英治 [2001] 「墮落」した外形標準課税 - 旧自治省『法人事業税の改革案』の検討 - 『経済』NO.70(2001年7月号)。  
 加藤一郎 [2001] 「事業税の概要と問題点」『高崎経済大学論集』第44巻第1号(2001年6月)。  
 及能正男・梶原英之 [2000] 「石原銀行税を見逃したのは銀行エリートの視野の狭さだ」『エコノミスト』第78巻第10号(2000年3月7日号)。  
 久世公義 [2000a] 「外形標準課税の投じた一石(1)」『自治研究』第76巻第9号(2000年9月)。  
 [2000b] 「外形標準課税の投じた一石(2)」『自治研究』第76巻第10号(2000年10月)。  
 澤 昭人・濱本 明 [2000] 『外形標準課税はこうなる』中央経済社。  
 総務省 [2001] 『地方財政白書』財務省印刷局。  
 通産省 [2000] 『「経済活性化のための税制基本問題検討会」中間報告』。  
 塚田裕次 [2000] 「銀行業等に対する事業税の外形標準課税の導入について」『都市問題』第91巻第10号(2000年10月号)。  
 長尾真輔 [2000] 「石原慎太郎『銀行税』成立す」『エコノミスト』第78巻16号(2000年4月11日号)。  
 星野 泉 [2000] 「外形標準課税導入論議と東京都条例」『都市問題』第91巻第10号(2000年10月号)。  
 三木義一 [2000] 「外形標準課税と訴訟の論点」『都市問題』第91巻第10号(2000年10月号)。

〔付記〕本稿は2000年度高崎経済大学特別研究奨励金の支給を受けて執筆した。